

## コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、環境にやさしいまちづくり、災害に強いまちづくりを推進するため、一般家庭の省エネルギー化による地球温暖化防止及び災害時の送電途絶による大規模停電の際の電力確保を目的とし、第2条に掲げる補助対象事業にかかる費用の一部について、日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となるものは次の各号の定めるところとする。

#### (1) 家庭用照明 LED 化推進事業

- ア 家庭で使用している白熱電球、電球型蛍光灯及び直管型蛍光灯を LED 電球又は LED 蛍光灯に交換する場合
- イ 家庭で使用している従来型の照明器具（「従来型の照明器具」とは、LED 電球及び LED 蛍光灯を使用することができない照明器具をいう。）を LED 照明器具に交換する場合
- ウ 自ら居住している又は自ら居住する予定の住宅に LED 電球、LED 蛍光灯及び LED 照明器具を新たに設置する場合（居住する予定である住宅は中古住宅のみとし、新築住宅については対象外）

#### (2) 発電機購入事業

在宅時の停電対策とし非常電源確保のため発電機を購入する場合

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住する世帯主
- (2) 町税及び使用料等の滞納がない者

### (補助金交付要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

#### (1) 家庭用照明 LED 化推進事業

- ア LED 照明器具等の設置及び交換は居住部分であること。（倉庫、納屋、物置及び駐車場等は対象外）
- イ アパート及び借家でない戸建住宅であること。
- ウ LED 照明器具等の購入金額及び設置に要した電気工事費の合計が 10,000 円以上であること。

#### (2) 発電機購入事業

- ア 一般的な家庭用電源プラグが接続できるもの
- イ ガソリン又はガスを燃料とするもの

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は別表に定めるところとする。

### (交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）により、町長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請が適当であると認めた場合はコスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金実績報告書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知書を受けた申請者は、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者がいるときは、交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(手続きの代行)

第13条 申請者は、補助金の交付の申請及び受領に係る手続きを、委任した親族に代行させることができる。

2 町長は、代理人が偽り、その他不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	事業名称	補助対象経費	補助率	補助額
1	家庭用照明 LED 化 推進事業	LED 照明器具等の購入 金額及び設置に要した 電気工事費	1/2	上限額：100,000 円
2	発電機購入事業	発電機購入金額（オプ ション品・交換部品を 除く）	1/3	上限額：50,000 円

注

- 1 補助金の額は千円未満は切り捨てる。
- 2 同一年度内に家庭用照明 LED 化推進事業・発電機購入事業の併用は不可。
- 3 1 の事業については、年度内一回とする。
- 4 2 の事業については、一回限りとする。